

平成二十一年厚生労働省令第百五十三号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）第十四条の規定に基づき、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（医療費の請求）

第一条 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十九号。以下「法」という。）第四条第一号の規定による医療費の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日及び住所

二 新型インフルエンザ予防接種の副反応によるものとみられる疾病（以下「副反応による疾患」という。）の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所

四 副反応による疾病的名称

一 請求者の氏名、生年月日及び住所

二 新型インフルエンザ予防接種の副反応によるものとみられる疾患（以下「副反応による疾患」という。）の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所

三 副反応による疾病的名称

一 請求者の氏名、生年月日及び住所

二 新型インフルエンザ予防接種の副反応によるものとみられる疾患（以下「副反応による疾患」という。）の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所

四 副反応による疾病的名称

一 請求者の氏名、生年月日及び住所

二 新型インフルエンザ予防接種の副反応によるものとみられる疾患（以下「副反応による疾患」という。）の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所

五 医療に要した費用の額

添えなければならない。

前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を

2

一 厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより副反応による疾病

防接種を受けたことにより副反応による疾病

になつたことを証明することができる書類

三 前項第五号及び第六号の事実を証明することができる書類

四 副反応による疾病についての医療の内容を記載した書類

二 副反応による疾病的原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所

三 前項第五号の事実を証明することができる書類

四 副反応による疾病的内容を記載した書類

五 医療を受けた者の住民票の写し

（医療手当の請求）

第二条 法第四条第一号の規定による医療手当の支給を請求しようとする者は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号。以下「令」という。）第二条第二項第一号から第五号までに規定する医療を受けた各月分につき、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 医療を受けた者の氏名、生年月日及び住所

二 請求者の氏名、生年月日及び住所

三 障害児の障害の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所

四 障害児の障害の状態

五 障害児が令第四条第三項に規定する施設に入所又は入院をしたときは、その施設名及びその入所又は入院をした期間

六 障害児について特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）の規定により特別児童扶養手当又は障害児手当の支給を受けたときの額及びその支給を受けた期間

三 副反応による疾病的名称

四 副反応による疾病的名称

五 副反応による疾病的名称

六 副反応による疾病的名称

七 副反応による疾病的名称

八 副反応による疾病的名称

九 副反応による疾病的名称

十 副反応による疾病的名称

十一 副反応による疾病的名称

十二 副反応による疾病的名称

十三 副反応による疾病的名称

十四 副反応による疾病的名称

十五 副反応による疾病的名称

十六 副反応による疾病的名称

十七 副反応による疾病的名称

十八 副反応による疾病的名称

十九 副反応による疾病的名称

二十 副反応による疾病的名称

二十一 副反応による疾病的名称

二十二 副反応による疾病的名称

二十三 副反応による疾病的名称

二十四 副反応による疾病的名称

二十五 副反応による疾病的名称

五 医療を受けた者の住民票の写し

（障害児養育年金の請求）

第三条 法第四条第二号の規定による障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の支給を請求しようとする者は、次の各号に掲げる書類を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 令別表に定める障害の状態にある十八歳未満の者（以下「障害児」という。）の氏名、生年月日及び住所

二 令別表に定める施設の名前

三 前項第五号の事実を証明することができる書類

四 副反応による疾病的名称

五 副反応による疾病的名称

六 副反応による疾病的名称

七 副反応による疾病的名称

八 副反応による疾病的名称

九 副反応による疾病的名称

十 副反応による疾病的名称

十一 副反応による疾病的名称

十二 副反応による疾病的名称

十三 副反応による疾病的名称

十四 副反応による疾病的名称

十五 副反応による疾病的名称

十六 副反応による疾病的名称

十七 副反応による疾病的名称

十八 副反応による疾病的名称

十九 副反応による疾病的名称

二十 副反応による疾病的名称

二十一 副反応による疾病的名称

二十二 副反応による疾病的名称

二十三 副反応による疾病的名称

二十四 副反応による疾病的名称

二十五 副反応による疾病的名称

五 医療を受けた者の住民票の写し

（障害児扶養年金の請求）

第四条 法第四条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 前項第四号の事実を証明することができる書類

二 障害児の障害の状態に関する医師の診断書

三 令別表に定める障害の状態にある十八歳未満の者の氏名、生年月日及び住所

四 副反応による疾病的名称

五 副反応による疾病的名称

六 副反応による疾病的名称

七 副反応による疾病的名称

八 副反応による疾病的名称

九 副反応による疾病的名称

十 副反応による疾病的名称

十一 副反応による疾病的名称

十二 副反応による疾病的名称

十三 副反応による疾病的名称

十四 副反応による疾病的名称

十五 副反応による疾病的名称

十六 副反応による疾病的名称

十七 副反応による疾病的名称

十八 副反応による疾病的名称

十九 副反応による疾病的名称

二十 副反応による疾病的名称

二十一 副反応による疾病的名称

二十二 副反応による疾病的名称

二十三 副反応による疾病的名称

二十四 副反応による疾病的名称

二十五 副反応による疾病的名称

五 医療を受けた者の住民票の写し

（障害児扶養年金の請求）

第五条 法第四条第三号の規定による障害児扶養年金（以下「障害児扶養年金」という。）の支給を請求しようとする者は、次の各号に掲げる書類を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 令別表に定める施設の名前

二 副反応による疾病的名称

三 副反応による疾病的名称

四 副反応による疾病的名称

五 副反応による疾病的名称

六 副反応による疾病的名称

七 副反応による疾病的名称

八 副反応による疾病的名称

九 副反応による疾病的名称

十 副反応による疾病的名称

十一 副反応による疾病的名称

十二 副反応による疾病的名称

十三 副反応による疾病的名称

十四 副反応による疾病的名称

十五 副反応による疾病的名称

十六 副反応による疾病的名称

十七 副反応による疾病的名称

十八 副反応による疾病的名称

十九 副反応による疾病的名称

二十 副反応による疾病的名称

二十一 副反応による疾病的名称

二十二 副反応による疾病的名称

二十三 副反応による疾病的名称

二十四 副反応による疾病的名称

二十五 副反応による疾病的名称

五 医療を受けた者の住民票の写し

（障害児扶養年金の請求）

第六条 法第四条第三号の規定による障害児扶養年金（以下「障害児扶養年金」という。）の支給を請求しようとする者は、次の各号に掲げる書類を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 令別表に定める施設の名前

二 副反応による疾病的名称

三 副反応による疾病的名称

四 副反応による疾病的名称

五 副反応による疾病的名称

六 副反応による疾病的名称

七 副反応による疾病的名称

八 副反応による疾病的名称

九 副反応による疾病的名称

十 副反応による疾病的名称

十一 副反応による疾病的名称

十二 副反応による疾病的名称

十三 副反応による疾病的名称

十四 副反応による疾病的名称

十五 副反応による疾病的名称

十六 副反応による疾病的名称

十七 副反応による疾病的名称

十八 副反応による疾病的名称

十九 副反応による疾病的名称

二十 副反応による疾病的名称

二十一 副反応による疾病的名称

二十二 副反応による疾病的名称

二十三 副反応による疾病的名称

二十四 副反応による疾病的名称

二十五 副反応による疾病的名称

五 医療を受けた者の住民票の写し

（障害児扶養年金の請求）

第七条 法第四条第三号の規定による障害児扶養年金（以下「障害児扶養年金」という。）の支給を請求しようとする者は、次の各号に掲げる書類を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 令別表に定める施設の名前

二 副反応による疾病的名称

三 副反応による疾病的名称

四 副反応による疾病的名称

五 副反応による疾病的名称

六 副反応による疾病的名称

七 副反応による疾病的名称

八 副反応による疾病的名称

九 副反応による疾病的名称

十 副反応による疾病的名称

十一 副反応による疾病的名称

十二 副反応による疾病的名称

十三 副反応による疾病的名称

十四 副反応による疾病的名称

十五 副反応による疾病的名称

十六 副反応による疾病的名称

十七 副反応による疾病的名称

十八 副反応による疾病的名称

十九 副反応による疾病的名称

二十 副反応による疾病的名称

二十一 副反応による疾病的名称

二十二 副反応による疾病的名称

二十三 副反応による疾病的名称

二十四 副反応による疾病的名称

二十五 副反応による疾病的名称

五 医療を受けた者の住民票の写し

（障害児扶養年金の請求）

第八条 法第四条第三号の規定による障害児扶養年金（以下「障害児扶養年金」という。）の支給を請求しようとする者は、次の各号に掲げる書類を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 令別表に定める施設の名前

二 副反応による疾病的名称

三 副反応による疾病的名称

四 副反応による疾病的名称

五 副反応による疾病的名称

六 副反応による疾病的名称

七 副反応による疾病的名称

八 副反応による疾病的名称

九 副反応による疾病的名称

十 副反応による疾病的名称

十一 副反応による疾病的名称

十二 副反応による疾病的名称

十三 副反応による疾病的名称

十四 副反応による疾病的名称

十五 副反応による疾病的名称

十六 副反応による疾病的名称

十七 副反応による疾病的名称

十八 副反応による疾病的名称

一 障害児養育年金の支給を受けている者指
定日前一月以内に作成された次に掲げる書類
イ 障害児養育年金の支給を受けている者及
び障害児の生存に関する市町村長（特別区
にあっては区長、地方自治法（昭和二十二
年法律第六十七号）第二百五十二条の十九
第一項の指定都市にあっては、区長又は總
合区長とする。以下同じ。）の証明書又は
戸籍の抄本

ロ 障害児の障害の現状に関する医師の診
断書

ハ 障害児養育年金の支給を受けている者が
障害児を養育していることを証明するこ
とができる書類

二 障害年金の支給を受けている者 指定日前
一月以内に作成された次に掲げる書類

イ 障害年金の支給を受けている者の生存に
関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

ロ 障害の現状に関する医師の診断書

三 遺族年金の支給を受けている者 指定日前
一月以内に作成された遺族年金の支給を受け
ている者の生存に関する市町村長の証明書又
は戸籍の抄本

第一項の規定は、障害児養育年金、障害年金
又は遺族年金の支給の決定が行われ、又はその
額が改定された日以後一年以内に指定日が到来
する年には、これを適用しない。
(氏名等の変更の届出)

第十一条 障害児養育年金又は障害年金の支給を
受けている者は、次の各号のいずれかに該当す
るに至ったときは、速やかに、当該各号に掲げ
る事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出し
なければならない。遺族年金の支給を受けてい
る者が第一号又は第二号に該当するに至ったと
きも、同様とする。

一 氏名を変更したとき 次に掲げる事項
イ 変更前及び変更後の氏名

二 生年月日及び住所

三 法第四条第二号又は第三号に定める者に該
当しなくなったとき 次に掲げる事項
イ 氏名（障害児養育年金の支給を受けてい
る者にあっては、その氏名及び障害児の氏
名、生年月日及び住所
ロ 法第四条第二号又は第三号に定める者に
該当しなくなった年月日及びその事由

四 障害児又は障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があったため、新たに令別表に定める他の等級に該当することとなつたとき 次に掲げる事項

イ 氏名（障害児養育年金の支給を受けている者）にあつては、その氏名及び障害児の氏名、生年月日及び住所

ロ 現に支給を受けている障害児養育年金又は障害年金に係る令別表に定める等級

ハ 障害児又は障害年金の支給を受けている者が令別表に定める他の等級に該当するに至つた年月日

（死亡の届出）

第十二条 障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所並びに死亡した者との身分関係

二 死亡した者の氏名及び生年月日

三 死亡した者の死年月日

第十三条及び第十四条 削除

（葬祭料の請求）

第十五条 法第四条第五号の規定による葬祭料の支給を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した者との関係

三 死亡した者の死亡の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所

四 死亡した者の死年月日

前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 死亡した者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

二 死亡した者の死亡が厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことによるものであることを証明することができる書類

三 死亡した者の死亡の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を

四 請求者の住民票の写し
五 請求者が死亡した者について葬祭を行う者であることを証明することができる書類
(未支給の給付の請求)
第十六条 令第十三条の規定により未支給の法第三条第一項の規定による給付（以下「給付」という。）を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 紹介を受けた者が死亡したものの（以下「支給前死亡者」という。）の氏名及び生年月日
二 請求者の氏名、住所及び支給前死亡者との身分関係
三 未支給の給付の種類
四 支給前死亡者の死亡年月日
前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
一 支給前死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
二 請求者と支給前死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
三 請求者が支給前死亡者と婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類
四 請求者が支給前死亡者の死亡の當時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類
五 支給前死亡者が給付を受けようとした場合において、提出すべきであった書類その他の資料でまだ提出していないかたるものがあるときは、当該書類その他の資料に応じて第一条から第六条まで又は第十五条の例による請求書及びこれに添えるべき書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。
(損害賠償を受けたときの届出)

第十八条 この省令の規定により同時に二以上の給付に係る請求書又は届書（以下この条において「給付に係る請求書等」という。）を提出する場合において、一の給付に係る請求書等に添えなければならない書類によって、他の給付に係る請求書等に添えなければならない書類に係る事項を明らかにできるときは、他の給付に係る請求書等の余白にその旨を記載して、他の給付に係る請求書等の当該添えなければならない書類は、省略することができる。同一の世帯に属する二人以上の者が同時に給付に係る請求書等を提出する場合における他方の給付に係る請求書等に添えなければならない書類についても、同様とする。

前項に規定する場合のほか、厚生労働大臣は、特に必要がないと認めるときは、この省令の規定による給付に係る請求書等に添えなければならない書類を省略させることができる。

第十九条 次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）並びに請求者又は届出者の氏名及び住所並びに請求又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

第一項に規定する請求書
第二項に規定する請求書
第三項に規定する請求書
第四項に規定する請求書
第五項に規定する請求書
第六項に規定する請求書
第七項に規定する請求書
第八項に規定する請求書
第九項（第九条第一項（第九条の二において準用する場合を含む。）に規定する請求書
第十項に規定する請求書
第十一項に規定する請求書
第十二項に規定する届書
第十三項に規定する請求書
第十四項に規定する請求書
第十五条に規定する請求書
第十六条に規定する請求書
第十七条に規定する届書

附 則 (平成二十三年七月二二日厚生労働省令第九〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年九月三〇日厚生労働省令第一二二号)

この省令は、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二八日厚生労働省令第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年一月一八日厚生労働省令第四号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年九月九日厚生労働省令第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月一三日厚生労働省令第一〇四号)

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第五六号)

この省令は、平成二十七年三月三一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第五七号)

この省令は、平成二十七年三月三一日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月九日厚生労働省令第一六八号)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月九日厚生労働省令第一六八号)

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。